

電気事業法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 改正の内容

広域的運営推進機関の借入金及び広域的運営推進機関債の発行の限度額を引き上げること。

(本則関係)

第二 施行期日

この政令は、公布の日から施行すること。

(附則関係)